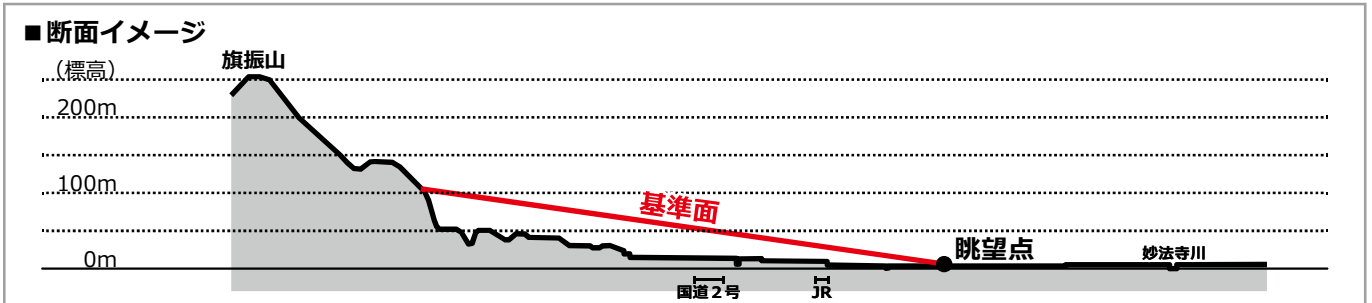


2-2-3 須磨海浜公園眺望景観形成地域

須磨海浜公園から松林、山並みを眺める「見晴らし型眺望景観」の形成

区域① 鉢伏山から鉄拐山にかけての山並み景観を保全するため、建築物等の高さや形態意匠、屋外広告物を規制誘導する

- 1 区域①-aにおいて、旧和田岬灯台の中心線を垂直方向に延長した線と山の稜線との交点（基準点①）と海づり公園（基準点②）を結ぶ基準線と眺望点とを結んだ平面を基準面とし、建築物等の各部分の高さがこの基準面を超えないこととする。
- 2 屋根の基調色は、落ち着いた低彩度のものとし、屋根以外の外観は、アースカラーを基本に、背景の緑に溶け込むような色彩とする。
- 3 区域①-bにおいて屋上広告物を禁止し、その他の屋外広告物は、建築物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。



区域② 松林の景観が乱されないよう、建築物等の形態意匠や屋外広告物を規制誘導する

- 1 屋根の基調色は、落ち着いた低彩度のものとし、屋根以外の外観は、高明度・低彩度を基本に、背景の空に溶け込むような色彩とする。
- 2 屋上広告物を禁止し、その他の屋外広告物は、建築物や周辺環境との調和がとれた意匠とする。

